

6-22

庶発第804号 昭和39年11月17日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先: 科学技術庁長官, 文部・厚生両大臣)

医師実地修練制度について(勧告)

標記のことについて、本会議第42回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

現行の医師実地修練制度(いわゆるインターン制度)をすみやかに廃止し、次の施策をとられたい。

卒業後直ちに医師国家試験を行ない、合格者に医師免許証を与えること。

説 明

現行インターン制度は次の理由により廃止すべきである。

- (1) 現行インターン制度においては、教育指導体制が不十分であり、修練施設が不完全なため、効果をあげていない。
- (2) インターン生は、医師、医学生の内いずれにも該当せず、医療行為上の身分が不明確であり、医師と患者の対人関係の修練を行ない得ず、医療行為の責任と権利を持つことができない。
- (3) 現行のインターン生には、経済的処遇がなく、生活費を得るために労力と時間をとられ、実地修練の成果をあげていない。

現在においても、現行インターン制度の創設にあたって期したところは、教育方法の改善によって既に果されているが、現行制度の廃止後も大学における教育の充実を図り、また、将来は、医育、医療制度の改善がさらに推進されなければならない。

6-23

庶発第805号 昭和39年11月17日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先: 科学技術庁長官, 外務・大蔵・文部各大臣)

アジア・アフリカ諸国来日留学生の受入れ体制の改善について(勧告)

標記のことについて、本会議第42回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

アジア・アフリカ諸国来日留学生の受入れについては、諸国民平等の精神を体し、アジア・アフリカ諸国及び諸国民に対する十分の理解の下に、これら諸国における学問研究上の向上に協力する目的をもって、受入れ留学生に対して、責任ある教育を行なわねばならない。

日本学術会議は、アジア・アフリカ諸国との学術協力の問題について、従来深い関心をもってきたが、これら諸国との学術協力にあたって、留学生の受入れおよび教育が学術交流の重要な一部をなし特に、将来の研究協力の素地をなすことにかんがみ、政府は、この際、留学生受入れについての根本理念に基づいて、下記諸点について現状を検討し、その改善のためすみやかに適切なる処置を講じられたい。